



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*44 和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則の一部を改正する規則 (企業振興課)..... 1

○ 告示

715 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 5

716 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 5

717 // (//)..... 5

718 救急病院の認定 (医務課)..... 6

719 有田川土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課)..... 6

720 日高町土地改良区の役員の就退任 (//)..... 6

721 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)..... 6

722 // (//)..... 7

723 保安林の指定 (//)..... 7

724 公共測量の終了 (技術調査課)..... 7

725 道路の区域変更 (道路保全課)..... 8

726 // (//)..... 8

727 // (//)..... 8

728 道路の供用開始 (//)..... 9

729 道路の区域変更 (//)..... 9

730 道路の供用開始 (//)..... 10

731 道路の区域変更 (//)..... 10

○ 公告

争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)..... 10

規 則

和歌山県規則第44号

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則の一部を改正する規則

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則(平成20年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(その2)を次のように改める。

受付番号

(その2)

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)
推奨認定申請書(生鮮物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所

〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

和歌山県優良県産品(プレミアム和歌山)推奨規則第4条第1項の規定により、下記の県産品について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

<p>(ふりがな) 申請品の名称</p>	
--------------------------	--

<p>申請品の分類</p>	<p>④農産物(果実・野菜・花き) ⑤畜産物・ジビエ ⑥水産物 ⑦特用林産物</p>
---------------	--

備考 「ジビエ」とは、捕獲された野生鳥獣の肉をいう。

別記第8号様式(その2)を次のように改める。

受付番号

(その2)

和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)
認定更新申請書(生鮮物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名 ㊟

和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)推奨規則第9条第1項の規定により、下記の県産品について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

(ふりがな) 申請品の名称	
------------------	--

申請品の分類	④農産物(果実・野菜・花き) ⑤畜産物・ジビエ ⑥水産物 ⑦特用林産物
--------	--

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

備考 「ジビエ」とは、捕獲された野生鳥獣の肉をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第715号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年7月1日まで縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年5月1日

2 名称

特定非営利活動法人きらめき紀の川

3 代表者の氏名

藤上和男

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市新在家163番地

5 定款に記載された目的

この法人は、紀の川の環境保全を図り、この豊かな川の恵みを未来永劫享受出来るよう、多様な連携による、共同事業を推進することを目的とし、紀の川流域住民の生活に寄与する。

和歌山県告示第716号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	三倉民也	平成 26. 5. 1

和歌山県告示第717号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社くまの薬局明洋店	田辺市明洋1丁目19番18号	—	榎本優子	平成 26. 6. 1

和歌山県告示第718号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人宝山会白浜小南病院
- 2 所在地 西牟婁郡白浜町3220-9
- 3 有効期限 平成29年5月22日

和歌山県告示第719号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員(平成26年4月1日就任)
職名 氏名 住所
理事 石井良紀 有田市千田1251番地

和歌山県告示第720号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日高町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 退任した役員(平成26年3月27日退任)
職名 氏名 住所
理事 中善夫 日高郡日高町大字原谷181番地
- 2 就任した役員(平成26年5月14日就任)
職名 氏名 住所
理事 松本秀司 日高郡日高町大字志賀993番地

和歌山県告示第721号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町九重字和田66、字西峯72、73、73の1、74、77、78の1、134の1、134の2、173、174
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西峯72・73の1・74・77・78の1・134の1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、173、174(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第722号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市下川上字平1358の1、1358の3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第723号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町一雨字長瀬522の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第724号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきかつらぎ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)
- 2 作業期間 平成25年6月24日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県伊都郡かつらぎ町内の一部

和歌山県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
橋本市三石台一丁目5番28地先から同市御幸辻字北垣内西366番1地先まで	旧	19.70	1,210.00	橋谷川橋(南行き) L=139.00
		}		橋谷川橋(北行き) L=136.00
		76.68		横谷川橋(南行き) L=23.50
				横谷川橋(北行き) L=17.00
同上	新	19.70	1,210.00	橋谷川橋(南行き) L=139.00
		}		橋谷川橋(北行き) L=136.00
		84.32		横谷川橋(南行き) L=23.50
				横谷川橋(北行き) L=17.00

和歌山県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市遠方字西垣内179番地先から同市風市字川原476番1地先まで	新	12.29 } 36.56	1,320.36	新遠方橋 L=48.70

和歌山県告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市新庄町字西橋谷9番26地先から同市新庄町字西橋谷9番29地先まで	旧	9.50 } 12.50	71.80	
同上	新	9.50 } 12.50	71.80	

和歌山県告示第728号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 田辺市新庄町字西橋谷9番26地先から同市新庄町字西橋谷9番29地先まで

供用開始の期日 平成26年6月3日

和歌山県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 文里港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市東山二丁目962番4地先から同市東山二丁目961番4地先まで	旧	13.30 } 13.80	26.70	

同上	新	13.30 } 13.80	26.70	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第730号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 文里港線

供用開始の区間 田辺市東山二丁目962番4地先から同市東山二丁目961番4地先まで

供用開始の期日 平成26年6月3日

和歌山県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 檜野串本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町大島字炭釜1519番1地先から同町大島字炭釜1511番地先まで	旧	16.50 } 44.00	69.00	
同上	新	15.00 } 38.00	69.00	

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成26年5月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成26年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事件 労働条件改善等に関する諸要求

2 日時 平成26年6月6日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。